

株式分割に関する基準日設定公告

平成26年3月14日

株主各位

愛知県東海市加木屋町陀々法師14番地の40
VTホールディングス株式会社
代表取締役 高橋一穂

当社は、平成26年2月12日開催の取締役会において、平成26年4月1日付けをもって当社普通株式1株を3株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式の分割により株式の割当てを受ける権利の基準日を平成26年3月31日と定めましたので公告いたします。

以上

お知らせおよびご注意

- 株式の分割後のご所有株式に関するご案内は、平成26年4月下旬にお届出住所にお送り申しあげる予定です。
- 平成26年4月1日付にて、株式の分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることとなります。
- (1) 住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等で手続きをお願いします。
(2) 特別口座に関する各種手続きは、以下の口座管理機関にお申し出ください。

特別口座管理機関 三井住友信託銀行株式会社
東京都杉並区和泉二丁目8番4号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
0120-782-031